

岸和田市在宅緩和ケア支援助成金の 助成制度について

介護保険を利用できない末期がん患者の方々及び家族介護者の在宅生活を支援するため、下記の対象サービス利用に対する助成金を交付します。
令和7年4月より福祉用具貸与の対象が広がりました。

対 象 者

本市に居住および住民基本台帳に登録され、
下記のいずれかに該当する方

- ・40歳未満の末期がん患者で介護保険サービスを利用できない方
 - ・末期がんで介護保険認定申請後、認定調査前に死亡された方の家族
- ※他の制度において、同様の助成又は給付を受けている方は対象外

対象サービス

①訪問入浴（介護保険サービスと同様のサービス）

②福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、
体位変換器、手すり(工事を伴わないもの)、
スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、
移動用リフト(吊り具の部分を除く)、自動排泄処理装置

助 成 額

上記サービス費用額の9割（生活保護受給者は10割）、ただし1か月あたりの対象サービス利用上限額は60,000円（市からの助成額は最大54,000円、生活保護受給者は60,000円）とします。

必要な書類

下記①②⑤はホームページからダウンロードができます。

①申請書

②医師の意見書（意見書は発行日から3ヶ月間有効です。）

※介護認定を申請済みの方は同意書を提出いただくことで省略できます。

③サービス利用の領収書や請求書、内訳書、契約書（コピー）等

※市への請求方法により必要書類が異なるため、お問い合わせください。

④委任状（代理で申請される場合）

⑤申立書（対象者が死亡されている場合）

【申請の流れ】

原則、サービスを利用された翌月 10 日までに申請が必要です。

①～⑤の内、必要書類に記入の上、介護保険課へ申請します。



審査後、助成金交付承認通知書・請求書を送付します。



請求書に必要事項記入の上、介護保険課へ提出します。



助成金を交付します。



問い合わせ
岸和田市役所 介護保険課
地域包括ケア推進担当
☎072-423-9475

